

[事案 2020-285] 入院給付金等支払請求

・令和3年9月7日 裁定打切り

<事案の概要>

重大事由による契約解除の取消しおよび入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年7月に脱水症により入院したため、平成31年4月に契約した無解約払戻金型医療保険にもとづき入院給付金等を請求したところ、重大事由に該当するとして契約が解除され、入院給付金等が支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を取り消して入院給付金等を支払ってほしい。また、既に受取った給付金の返還義務がないことを確認したい。

- (1)本契約への加入は、約款における重大事由には該当しない。
- (2)保険会社は、入院給付金等が他の保険契約を含めると過大であると主張するが、過大と判定するための基準について、契約時に説明はなく、約款等にも記載されていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)他の保険契約も含めた入院給付金等の付保額に合理的理由や必要性は見出せず、申立人の申告収入等に比しても、給付金額の合計額が「著しく過大」と言わざるを得ず、解除は有効である。
- (2)契約後1年余りの間に複数回の短期入院を繰り返しており、入院態様は不自然で、入院の必要性も疑わしいと言わざるを得ず、もはや給付金目的の投機的行為である。結果として過大な利益を得ていて、「保険の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合」に該当する。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険契約の加入状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)保険会社による「重大事由による解除」が相当か否かを判断するためには、本契約および他の保険契約の加入の経緯・動機、申立人が支払う保険料の合計額、加入当時の申立人の生活状況（収入、支出等）および財産状態（資産、負債等）、保険料の負担能力および支払状況、給付金の支払履歴および支払われた給付金があればその妥当性、申立人の病状および入院の必要性についての医学的知見などを総合的に勘案して判断しなければならない。
- (2)これらの事情を明らかにするためには、当事者または第三者に対する文書送付嘱託や文書提出命令の他に、医師等の第三者に対する尋問等の手続が必要となる可能性があるが、当審査会は、これらの手続を有していないため、本件について、公正かつ適正な判断を行うためには、裁判所における訴訟による解決が適当である。